

平成24年11月30日、相馬市原釜・尾浜  
地区の防災緑地を都市計画決定しまし  
た。

平成24年11月  
福島県 相双建設事務所

# 都市計画決定までのスケジュール

- 1 都市計画決定の説明会
- 2 案の縦覧 平成24年10月19日(金)～11月2日(金)
- 3 福島県都市計画審議会 平成24年11月12日(月)
- 4 復興整備協議会 平成24年11月20日(火)
- 5 都市計画決定 平成24年11月30日(金)

# 防災緑地の都市計画決定（１）

防災緑地は、津波被災に対し安全な市街地形成に向けた計画的な土地利用のため、多重防衛に重要な都市施設として都市計画に位置づけ整備するものです。

## 防災緑地の都市計画決定（２）

今回の都市計画決定は、東日本大震災復興特別区域法に基づく『復興整備計画』を活用して都市計画決定を行うものです。

# 復興まちづくりの考え方

- ▶ 海岸堤防のみの防御から、高台移転や防災緑地などの土地利用の再編、避難計画など、**複数の手法を組み合わせ**た「**多重防御**」による総合的な防災力が向上したまちづくりを目指します。
- ▶ なお、**発生頻度が高い津波**（数十年～百数十年に一度程度）は、**海岸堤防による防御**が可能となるよう、防潮堤を嵩上げして整備します。

# 防災緑地の目的

## ■非常時

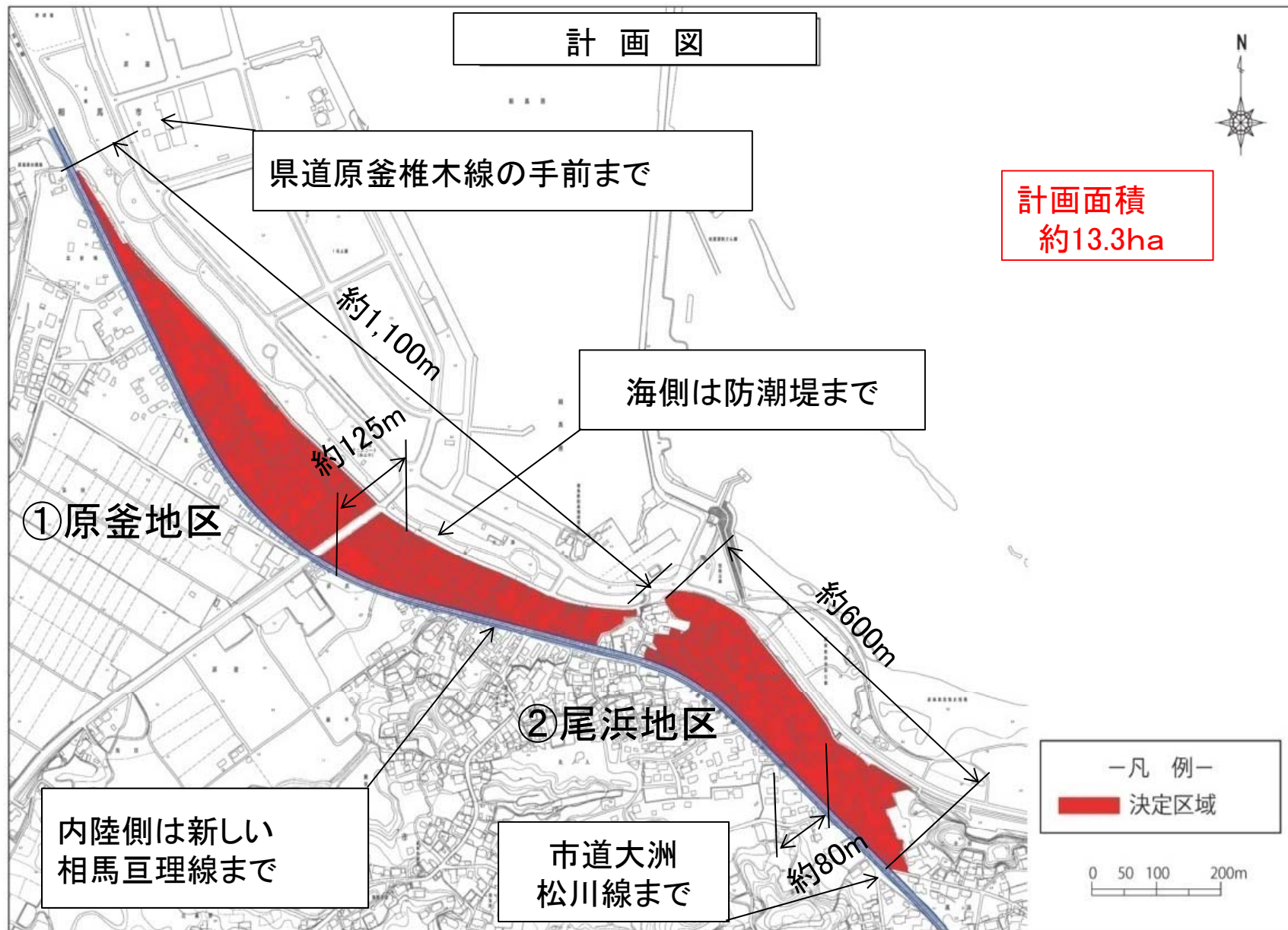
最大クラス（千年に1度）の津波が発生した時の多重防  
御の1つとして機能

- ▶ 津波の速度を遅くし、避難時間を確保
- ▶ 津波で流されたものを捕捉し、建物等の被害を低減

## ■通常時

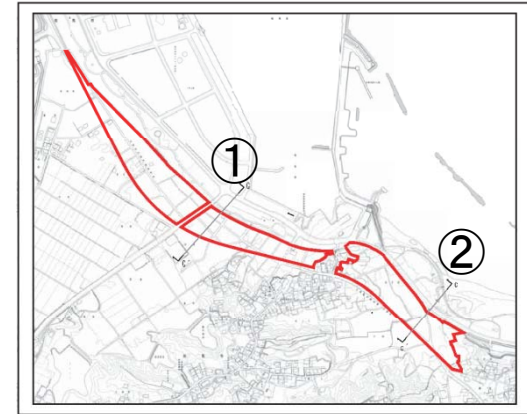
- ▶ 防砂・防風・防潮機能
- ▶ 風景や自然環境の再生
- ▶ 地域資源として活用（非常時の目的を阻害しない程度）

# 都市計画決定した範囲

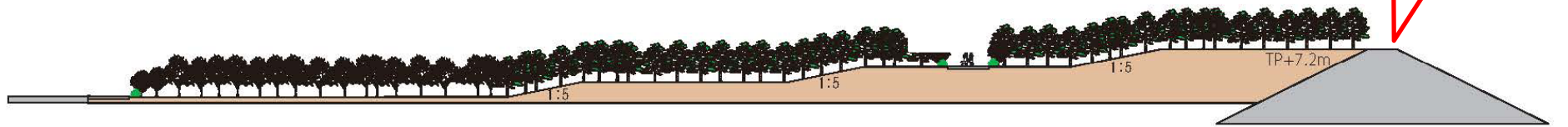


# 防災緑地の整備イメージ

【断面図】



## ① 原釜地区



## ② 尾浜地区

